

## 日田市立淡窓図書館の今後の在り方市民検討会議設置要綱

### (目的)

第1条 日田市立淡窓図書館の今後の在り方について検討することを目的に、日田市立淡窓図書館の今後の在り方市民検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 淡窓図書館に必要な新たな機能やサービス等に関する事項
- (2) 淡窓図書館のコンセプトや目指すべき図書館像に関する事項
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 検討会議は、14名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、有識者、関係団体代表者及び市民等のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 検討会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、検討会議の会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 検討会議の庶務は、教育庁淡窓図書館において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この告示の施行の日以後最初に招集される検討会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

## 日田市立淡窓図書館の今後の在り方市民検討会議委員名簿

No.	区分	所属団体	役職
1	教育関係者	教育委員会	教育次長
2	学校教育関係者	小学校図書館司書部会	学校図書館員
3	学校教育関係者	中学校図書館司書部会	学校図書館員
4	社会教育関係者	(一財)日田市公民館運営事業団	公民館主事
5	家庭教育関係者	日田市連合育友会	会長
6	幼児教育等関係者	子育て支援センター	副センター長
7	福祉関係者	日田市障がい者基幹相談支援センター	代表
8	福祉関係者	日田市老人クラブ連合会	副会長
9	利用者代表(遠隔地)	市民(一般公募)	
10	利用者代表	市民(一般公募)	
11	利用者代表	市民(一般公募)	
12	利用者代表	市民(一般公募)	
13	有識者	別府大学	文学部司書課程 教授
14	有識者	大分県立図書館	副館長兼学校・地域支援課長

※氏名省略

任期 自 令和6年5月 1日

至 令和8年4月30日

オブザーバー	(一社)日本カルチャーデザイン研究所	理事長 花井裕一郎
--------	--------------------	-----------